

大学基準協会の法科大学院認証評価結果を受けて

このたび、南山大学法科大学院（法務研究科）は、公益財団法人大学基準協会より2013年度法科大学院認定評価を受け、同協会の法科大学院基準に適合していると認定されました。

認証期間は2014（平成26）年4月1日より2019（平成31）年3月31日までとなります。

本学は、大学全体としての認証評価を2006年度に同協会より受け、数次にわたり大学基準に適合していると認定されていますが、学校教育法では、専門職大学院を置く大学は、当該専門職大学院の教育課程、教員組織等その他教育研究活動の状況について、5年以内ごとに認証評価を受けることとなっております。本学の法科大学院は開学以来、法務研究科自己点検・評価委員会を中心に、教育理念の実現をはかるべく、自己点検・評価活動を日常的に行っており、今回の認証評価は、2008年度に引き続き、その成果を客観的に検証していただく機会となりました。

現在、法科大学院制度そのものについて、その根幹から議論されており、今後の見通しさえつきにくい状況にあります。設置の理念である、人間の尊厳を理解する法曹の育成に向けて不断の努力を続けていきます。今後とも南山大学法科大学院に対する支援ならびに協力をよろしくお願いします。

2014年4月

南山大学

学長 ミカエル・カルマノ